

平成 26 年 1 月 15 日

豊島区税制度調査検討会議が報告書を区長に提出

～ ワンルームマンション税の効果を確認し、継続すべきであるとした ～

本日、豊島区の「狭小住戸集合住宅税（通称：ワンルームマンション税）」のあり方について検討を行ってきた「豊島区税制度調査検討会議」が、報告書を高野之夫区長に提出した。

今回の報告書では、

本税は、住宅施策の一環として、かつ課税自主権を発揮する独自の政策手段として一定の効果があると判断され、継続されるべきである。

と結論づけた。本区において、本税導入前後の平均戸数を比較してみると課税対象の住戸建築は減少しており、23 区のなかでも 30 ㎡未満のワンルーム住戸抑制が進んでいる。これは、戸数建築規制によるワンルーム規制はほとんどないことから、本税によるワンルーム建築の抑制効果によるものと推定されるとまとめている。

ワンルームマンション税は、1 住戸の占有面積が 30 ㎡未満（22 年 3 月 31 日までは 29 ㎡未満）のワンルームを 9 戸以上有する建築等を行なう建築主に対して、狭小住戸 1 戸に対して 50 万円を課税するもの。ワンルームマンションの抑制効果を狙ったものとしては全国唯一の法定外普通税。本税の施行から 9 年が経過した平成 16 年度から平成 24 年度までの間に、169 件の課税実績があり、税収としては 29 億 1,150 万円を得ている。

一方、ワンルームマンション建築状況の変化としては、集合住宅建築確認申請件数の推移をみると「29 ㎡未満 9 戸以上（税対象規模）」の戸数は平成 11～15 年度の年平均 1,069 戸から平成 16～24 年度の年平均 763 戸へと 28.6%減少している。

このような状況から、本税は住宅ストックバランスの回復を主要な課題とする本区において、ワンルームマンションの抑制に相当な成果をあげてきたといえる。

（詳細は別添の「豊島区税制度調査検討会議報告書 - 概要 - を参照ください）

この報告を受けた高野区長は、「頂戴いたしました報告につきましては、本税についての評価にとどまらず、区の住宅都市施策に対する真摯なご指摘として厳粛に受け止め、今後の区の政策を展開してまいります」とコメントした。

《ワンルームマンション税の見直しについて》

「豊島区狭小住戸集合住宅税条例」附則第 3 項の 5 年ごとの見直し規定に基づき、豊島区税制度調査検討会議を設置し、平成 25 年 5 月 31 日、高野区長より同税がとるべき必要な措置について諮問を受け、検討を重ねてきた。

メンバー／池上岳彦会長（立教大学経済学部教授）、
中村芳昭副会長（青山学院大学法学部教授）、
野口和俊委員（弁護士）、
区関係部長、計 8 名

問い合わせ…税務課

高野区長（右）に報告書を提出する
（左から）野口委員、池上会長、中村副会長

